

地域防災計画

岐阜県地域防災計画(以下「本計画」という。)は、災害対策基本法第40条に基づき、国の防災基本計画を踏まえ、本県の地域における防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱として、岐阜県防災会議が定める計画で、市町村地域防災計画の指針となるもの。

見直しのポイント

- 1 災害対策基本法の改正(令和3年5月)を踏まえた修正（住民避難対策等の強化）
- 2 令和2年7月豪雨災害の検証を踏まえた修正（コロナ禍における防災対策等の強化）
- 3 県内外で発生した災害の検証やその他最近の施策の進展等を踏まえた修正

主な修正項目

1 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- ① 避難勧告・避難指示の一本化等
- ② 個別避難計画の作成
- ③ 災害発生のおそれ段階での広域避難

2 令和2年7月豪雨災害の検証を踏まえた修正

- ① コロナ禍における避難所運営の強化
- ②-1 コロナ禍における災害ボランティア受入のルール化
- ②-2 コロナ禍における応援職員の感染防止対策の徹底
- ③ 実効性のある避難対策の推進
- ④ 要配慮者利用施設における避難対策の推進
- ⑤ 孤立集落対策の強化
- ⑥ 局地的な災害、ピンポイント被災に対応する被災者支援
- ⑦ 防災対策事業の推進と「適応復興」への対応

3 県内外で発生した災害の検証やその他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 災害リスクととるべき行動の理解促進
- ② 災害廃棄物処理体制の整備
- ③ 被災者への物資支援の充実
- ④ 災害時交通マネジメント検討会の設置
- ⑤ 原子力災害における新型コロナウイルス感染症対策

1 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

【趣旨】

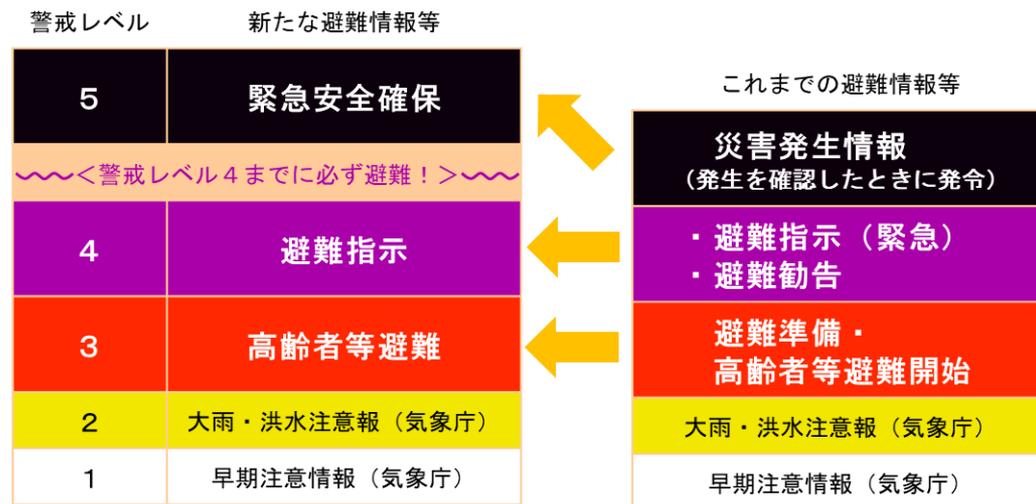
災害対策基本法の一部改正(令和3年5月20日施行)を踏まえ、住民避難対策等を強化

【主な修正内容】

① 避難勧告・避難指示の一本化等

- 警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示(緊急)」を「避難指示」に一本化
- 災害が発生・切迫し、避難場所等への避難が安全にできない場合、緊急的に安全確保するよう促す情報を警戒レベル5「緊急安全確保」として発令
- 警戒レベル4「避難指示」までに、避難が必要な居住者等は危険な場所から全員避難すべきことを明確化

[避難情報等の見直し]



② 個別避難計画の作成

- 避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者等をあらかじめ定める個別避難計画について、市町村の作成を努力義務化

③ 災害発生のおそれ段階での広域避難

- 災害が発生するおそれがある段階において、広域避難等の円滑な実施を確保するため、地方自治体間での協議や運送事業者に対する居住者等の運送要請について追記

2 令和2年7月豪雨災害の検証を踏まえた修正

【趣旨】

検証結果を踏まえ、コロナ禍における防災対策等を強化

＜令和2年7月豪雨災害の特徴＞

- ・多様な避難先への分散避難が見られた一方、過去の経験のみで安全と判断するなど約75%の住民が避難せず
- ・自治会や消防団による避難誘導など共助は有効に機能したが、他方、コロナ感染拡大防止のため、県外からのボランティア受入を制限
- ・気候変動の影響もあり、局地的に災害が発生し、ピンポイントで被害が発生

【主な修正内容】

① コロナ禍における避難所運営の強化

- 「県避難所運営ガイドライン」に基づく避難所の感染症対策の強化や、自宅の災害リスクに応じた親戚・知人宅、ホテル・旅館など多様な避難先への分散避難対策について追記

②-1 コロナ禍における災害ボランティア受入のルール化

- 「新型コロナウイルス禍における災害ボランティア受入方針」(令和2年9月4日県策定)に基づき、感染症対策を徹底することについて追記

②-2 コロナ禍における応援職員の感染防止対策の徹底

- 応援職員の派遣期間中の感染防止対策及び派遣期間前後における体調確認の実施の徹底について追記

③ 実効性のある避難対策の推進

- ハザードマップによる自宅等の災害リスクの把握とそれを踏まえた最適な避難先の検討、災害時における河川水位や土砂災害危険度の高まりに応じた適時・的確な避難行動の促進について追記
- 分散避難者の安否や支援ニーズを把握・確認する体制の構築に県及び市町村が努めることを追記

④ 要配慮者利用施設における避難対策の推進

- 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定や避難訓練の実施について、県及び市町村が支援

⑤ 孤立集落対策の強化

- 孤立予想集落ごとの地勢や所在施設などの情報の地図化・データベース化、ヘリ輸送に備えた支援資機材のパッケージ備蓄、別荘利用者等の孤立に備えた連絡体制の整備など、対策の強化について追記

⑥ 局地的な災害、ピンポイント被災に対応する被災者支援

- 被災者生活再建支援法(国制度)及び岐阜県被災者生活・住宅再建支援補助金(県制度)の支給範囲を中規模半壊(住宅の損害割合30%以上40%未満)世帯にまで拡大
- 国制度の支給対象とならない局地的な被害については、県制度で支援

⑦ 防災対策事業の推進と「適応復興」への対応

- 気候変動による自然災害の頻発化・激甚化に対応するため、防災対策事業の推進に加え、河川管理者だけでなく河川流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進することを追記
- 既存ダムの事前放流による洪水調整機能を強化するため、河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体による情報共有について追記

3 県内外で発生した災害の検証やその他最近の施策の進展等を踏まえた修正

【主な修正内容】

① 災害リスクととるべき行動の理解促進

- ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
- 避難に関する情報の意味の理解促進
- 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施

② 災害廃棄物処理体制の整備

- 効率的な搬出を行うため、国、地方自治体、NPO等関係者による調整・分担

③ 被災者への物資支援の充実

- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進

④ 災害時交通マネジメント検討会の設置

- 応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの包括的な検討・調整等を行うため、行政(国・県・市町村)や高速道路会社等で検討会を組織する旨などを追記

⑤ 原子力災害における新型コロナウイルス感染症対策

- 令和3年2月に県が策定した「原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策要領」等に基づき対策を実施する旨を追記